

宮城県監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により令和2年1月から3月までに実施した一般会計及び特別会計に係る定期監査等の結果は次のとおりです。

令和2年3月31日

宮城県監査委員 本 木 忠 一
宮城県監査委員 太 田 稔 郎
宮城県監査委員 石 森 建 二
宮城県監査委員 成 田 由 加 里

1 監査実施機関及び監査実施日

監査実施機関	監査実施日
○総務部	
本庁	
職員厚生課	3月16日
地方機関	
仙台中央県税事務所（選挙管理委員会仙台中央地方支局を含む。）	1月24日
仙台北県税事務所（選挙管理委員会仙台北地方支局を含む。）	1月22日
北部県税事務所（選挙管理委員会北部地方支局を含む。）	1月14日
北部県税事務所栗原地域事務所	1月14日
○環境生活部	
地方機関	
保健環境センター	1月9日
○保健福祉部	
地方機関	
仙南保健福祉事務所	3月11日
高等看護学校	2月17日
北部児童相談所	3月9日
東部児童相談所	1月17日
リハビリテーション支援センター	1月14日
○経済商工観光部	
地方機関	
大河原地方振興事務所	3月17日
仙台地方振興事務所	2月4日
東部地方振興事務所	1月23日
気仙沼地方振興事務所	1月29日
計量検定所	2月17日
白石高等技術専門校	3月17日
仙台高等技術専門校	3月12日
大崎高等技術専門校	3月11日
宮城障害者職業能力開発校	3月11日
松島公園管理事務所	2月25日
○農政部	
地方機関	
病虫害防除所	2月21日

王城寺原補償工事事務所	3月 6日
○土木部	
地方機関	
大河原土木事務所	2月 3日
仙台土木事務所	3月 18日
東部土木事務所	3月 9日
気仙沼土木事務所	1月 29日
仙台塩釜港湾事務所	2月 5日
石巻港湾事務所	3月 11日
仙台地方ダム総合事務所	3月 11日
栗原地方ダム総合事務所	3月 6日
○教育庁	
本庁	
福利課	2月 20日
地方機関	
大河原教育事務所	1月 17日
仙台教育事務所	3月 17日
北部教育事務所	3月 9日
東部教育事務所	3月 9日
気仙沼教育事務所	2月 17日
図書館	2月 12日
美術館	3月 9日
松島自然の家	3月 9日
蔵王自然の家	3月 11日
志津川自然の家	3月 9日
仙台第一高等学校	2月 10日
仙台第二高等学校	2月 7日
仙台第三高等学校	2月 18日
白石高等学校	3月 11日
角田高等学校	2月 21日
気仙沼高等学校	2月 5日
宮城第一高等学校	3月 11日
仙台三桜高等学校	1月 31日
名取高等学校	2月 10日
涌谷高等学校	1月 14日
佐沼高等学校	2月 7日
泉高等学校	3月 2日
仙台南高等学校	3月 18日
泉松陵高等学校	2月 14日
仙台西高等学校	3月 17日
泉館山高等学校	2月 14日
利府高等学校	2月 17日
石巻西高等学校	1月 23日
仙台東高等学校	1月 31日
富谷高等学校	2月 17日
登米総合産業高等学校	2月 7日
東松島高等学校	3月 11日
農業高等学校	2月 28日
黒川高等学校	3月 9日

伊具高等学校	2月 5日
加美農業高等学校	2月 3日
水産高等学校	2月 28日
気仙沼向洋高等学校	3月 12日
工業高等学校	3月 18日
石巻工業高等学校	1月 29日
大河原商業高等学校	2月 4日
第二工業高等学校	3月 11日
支援学校岩沼高等学園	3月 11日
小松島支援学校	1月 24日
○警察本部	
本庁	
警察本部	3月 10日
地方機関	
仙台中央警察署	2月 5日
仙台南警察署	3月 18日
仙台北警察署	1月 22日
泉警察署	3月 11日
塩釜警察署	3月 11日
岩沼警察署	2月 17日
気仙沼警察署	3月 6日
登米警察署	3月 11日
河北警察署	2月 3日
南三陸警察署	2月 17日
古川警察署	2月 17日
遠田警察署	3月 11日
若柳警察署	2月 4日
築館警察署	3月 3日
鳴子警察署	3月 17日
加美警察署	2月 3日
大河原警察署	2月 17日
白石警察署	3月 17日

2 監査結果

平成30年度の財務に関する事務の執行の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って行われているかについて、特に意を用いて行いました。

その結果、公表すべき指摘事項は次のとおりであり、その他の軽易な事項については関係機関に注意をしました。

なお、宮城県警察本部の監査については、犯罪捜査報償費の執行状況調査を実施しました。

(1) 仙台中央県税事務所

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・平成30年度収入未済額

現年度分 466,898,595円

過年度分 729,840,562円

- 合 計 1,196,739,157円
- ・平成29年度収入未済額
 - 現年度分 657,736,383円
 - 過年度分 914,685,865円
 - 合 計 1,572,422,248円

(2) 仙台北県税事務所

県税において、収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税金の確保に努められたい。

(内容)

- ・平成30年度収入未済額
 - 現年度分 138,255,982円
 - 過年度分 141,495,278円
 - 合 計 279,751,260円
- ・平成29年度収入未済額
 - 現年度分 125,891,267円
 - 過年度分 141,197,741円
 - 合 計 267,089,008円

(3) 北部県税事務所

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税金の確保に努められたい。

(内容)

- ・平成30年度収入未済額
 - 現年度分 108,554,225円
 - 過年度分 169,524,191円
 - 合 計 278,078,416円
- ・平成29年度収入未済額
 - 現年度分 96,302,860円
 - 過年度分 197,283,670円
 - 合 計 293,586,530円

(4) 北部県税事務所栗原地域事務所

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税金の確保に努められたい。

(内容)

- ・平成30年度収入未済額
 - 現年度分 21,041,834円
 - 過年度分 56,680,268円
 - 合 計 77,722,102円
- ・平成29年度収入未済額
 - 現年度分 24,685,047円
 - 過年度分 57,053,678円

合 計 81,738,725円

(5) 仙南保健福祉事務所

生活保護扶助費返還金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

- ・平成30年度収入未済額
 - 現年度分 5,365,647円
 - 過年度分 29,189,226円
 - 合 計 34,554,873円
- ・平成29年度収入未済額
 - 現年度分 8,725,211円
 - 過年度分 27,906,060円
 - 合 計 36,631,271円

(6) 仙台塩釜港湾事務所

県の道路管理の瑕疵による示談交渉において、不適切な対応が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

県の道路管理の瑕疵による車両損傷事故の示談交渉において、示談が成立していない中で、相手方の求めに応じレンタカー代金を補償する約束を行いレンタカーを手配するとともに、レンタカー代金を当該事故とは無関係の工務店に立て替えさせるなどしたものの。

(7) 福利課

退職手当において、長期にわたる支給額の誤りが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

平成19年4月1日施行の条例により退職手当の算定方法が変更となっていたが、解釈を誤り、平成19年度以降の支給額が誤っていたもの。

- ・対象人数 延べ1,090人
- ・金額 500,438,617円

(8) 福利課

退職手当の支給決定において、執行権限を越えたものの執行が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

教育委員会における退職手当の支給決定について、決裁権限は教育長に属するものであったが、少なくとも平成元年度以降福利課長の決裁により支給決定を行っていたもの。

(9) 東部教育事務所

報酬及び旅費において、不適切な取扱いが認められたので、速やかに改善を図り、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

初任研教科指導教員の報酬及び旅費について、本来勤務させることができない日に勤務させた上、実際は勤務しているにもかかわらず、支給済みの報酬等を返納させ、未払となっているもの。

- ・件数 2件
- ・未払額 34,085円

(10)石巻工業高等学校

著しく事務の適正さを欠き、速やかに改善を要するものが認められたので、適正な対策を講じられたい。

(内容)

- 1 団体が休眠状態にあるにもかかわらず学校側の判断で、同団体への入会金を長年にわたり生徒の保護者から徴収し、学校側で管理するなどしていたもの。
 - ・団体名 宮城県石巻工業高等学校後援三八会
 - ・平成30年度末残金 2,017,200円
- 2 補助金等の一時預り口座の残高が出所不明金であるとして、学校の備品等の購入に充てていたもの。
 - ・出所不明金とした金額 274,049円
 - ・購入備品等 耐火キャビネット ほか
- 3 団体から寄附を受けた県の夜間照明設備の電気料金を寄附受納手続等を行わずに当該団体に負担させていたもの。
 - ・設備名称 野球場夜間照明設備
 - ・年間電気料金 384,524円(平成30年度)

(11)大河原警察署

庁舎管理において、関係法令に準拠していないものが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

消防法により定められた消防設備点検結果報告の所轄消防署への報告がなされていないもの。

- ・消防法第17条の3の3